

2026年1月30日 実践実習説明会質疑応答まとめ

1. 施設要件と受け入れの可能性について

- 僻地の施設や受入れ実績のない施設での実施： 認定実務実習指導薬剤師が在籍していれば、過去に実習実績がなくても受け入れ可能です。指導薬剤師がいない場合でも、指導薬剤師のいる基幹となる施設とのしっかりと連携体制があれば実施可能であると考えられています。
- 単科病院での受け入れ： 従来のガイドラインでは受け入れが難しかった単科病院であっても、新しいガイドラインでは制約が緩和されており、実践実習としての受け入れが可能です。
- 医療提供施設以外（行政・企業）での指導： 教育という視点から、原則として認定指導薬剤師による指導が望ましいですが、医療提供施設の場合よりも行為の相同性の制約が少ないと考えられます。指導体制と内容について、実践実習科目を設定する大学とよく連携する必要があると思われます。ただし、行政等の医療提供施設以外の実務家がワークショップを受講できるかどうかについては、今後地区調整機構等での検討課題となると思われます。

2. 指導薬剤師の認定・更新に関する事項

- 指導実績のカウント： 薬学実践実習での指導実績は、「実践実習での受入れ実績」としてカウントされて良いのではないかと考えられますが、認定委員会の審議を待つことになります。
- 医療現場以外での実績： 認定指導薬剤師の資格は、現状「医療現場での指導」を前提としていると考えられるため、医療提供施設以外での指導実績を認定の参考にできるかについては、認定委員会をはじめ、今後さらなる議論が必要です。

3. 実習の運営とマッチング

- 調整の仕組み： 国内の医療提供施設での実習は、地区調整機構がマッチングを行う計画です。一方で、行政や企業など医療提供施設以外での実習は、各大学が独自にプログラムを企画・調整することになります。
- 実習期間の柔軟性： 選択制の段階では、1週間や4週間など、大学のプログラムや学生の希望によって期間がバラバラであっても差し支えないとされています。ただし、将来的な必修化の際には期間の統一等について改めて議論が必要になると思われます。
- 広域でのマッチング： 薬剤師過疎地域への貢献という観点から、出身地以外の地域へ実習に行くような広域での受入れ調整は、マッチングシステム構築は難しいかもしれませんのが、検討に値する試みであると考えています。
- 実務実習との関係： 実践実習のマッチングの結果、既存の11週間の必修実務実習の受け入れが減少したり混乱したりすることができないように、各地区調整機構には十分な配慮をお願いします。

4. アンケート調査と周知

- アンケートの実施時期： 説明会後、各地区調整機構へ発信する予定です。現場への周知不足が懸念されるため、説明会の録画公開や、各地区での説明会と合わせたアンケート回答期限の設定などを検討したいと思います。
- 調査内容： 1回目は現状把握を中心とした大まかな内容ですが、2回目以降はより具体的な実習内容を尋ねる詳細な調査が想定されています。

5. 学生の選択と評価

- 学生のニーズや希望の把握： 現時点では協議会として学生への直接的な調査は行っていませんが、今後大学を通じて把握していく必要があるかもしれません。
- 進路との関係： 実践実習は将来の進路のための能力向上を目的としていますが、必ずしも「病院志望だから病院に行く」という限定的なものではなく、多様な経験を積むための選択も尊重されます。
- 評価方法： 医療提供施設では新しいガイドラインの評価ループリックを用いますが、それ以外の施設では、施設側と連携して大学が独自の基準を作成して評価を行うのが妥当と考えられます。
- 実践実習の選択数の制限： 協議会として制限を設ける必要はないと考えていますが、卒業研究との兼ね合いもあり、最終的には各大学の判断となります。
- 学生の選択の時期： 事前のマッチングを想定しています。実務実習を終えてから「もっと勉強したい」と思ったタイミングでの選択は、現時点ではマッチングシステム上難しいかもしれません。地区の事情に依るかもしれません。

6. その他

- 名称の経緯： 「臨床実習」という言葉を使いたいという意見がありますが、設置基準上「実務実習」と定義されているため、公的には「臨床における実務実習」や「実践実習」という表現が用いられています。公的以外での使用は問題ないとされています。
- 大学院生の実習： 今回の薬学実践実習は卒前教育を対象としており、大学院生が行う臨床実習とは別物として扱われます。